

整備済み幹線道路沿道の用途地域の見直しに関する 説明会を開催し市民意見を募集します

利便性の高い幹線道路沿いにふさわしい土地利用の推進を目指し、整備済み幹線道路の沿道に指定されている用途地域を見直すため、候補区域をまとめた「都市計画市素案(案)※」を作成しましたので、説明会を開催し、市民意見を募集します。

具体的な見直し候補区域については、別紙リーフレットをご確認ください。

※「都市計画市素案(案)」：都市計画手続を行う前の都市計画変更の案

1 説明会

日時	会場
令和8年2月16日(月) 14時開始	旭公会堂 講堂(旭区鶴ヶ峰1-4-12 旭区総合庁舎4階)
令和8年2月17日(火) 19時開始	戸塚公会堂 講堂(戸塚区戸塚町127 戸塚センター3階)
令和8年2月20日(金) 19時開始	神奈川公会堂 講堂(神奈川区富家町1-3)
令和8年2月23日(月・祝) 19時開始	緑公会堂 講堂(緑区寺山町118 緑区役所内)

※令和8年2月16日(月)から3月18日(水)までの市民意見募集の期間、説明会と同内容の動画を横浜市ホームページで配信します。

※取材については、当日受付でお申し出ください。

2 閲覧及び市民意見募集

(1) 期間

令和8年2月16日(月)～3月18日(水) 8時45分から17時15分まで(土・日・祝日を除く)

(2) 閲覧場所

建築局都市計画課及び横浜市ホームページ

(3) 意見書の提出方法

方 法：郵送、持参、横浜市電子申請・届出システム(詳細は以下のURL参照)

提出先：建築局都市計画課(〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階)

期 限：令和8年3月18日(水) 17時15分必着

※意見書の様式は定めていませんが、氏名、住所(町名まで)、意見をご記入の上、提出してください。

説明会、閲覧、市民意見募集等の情報は、以下のURL又は二次元コードから確認できます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/youto/endouyouto/zentai.html>



お問合せ先		
建築局都市計画課長	廣澤 美津江	Tel 045-671-2663



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



都市計画市素案(案)説明会

横浜市からのお知らせ

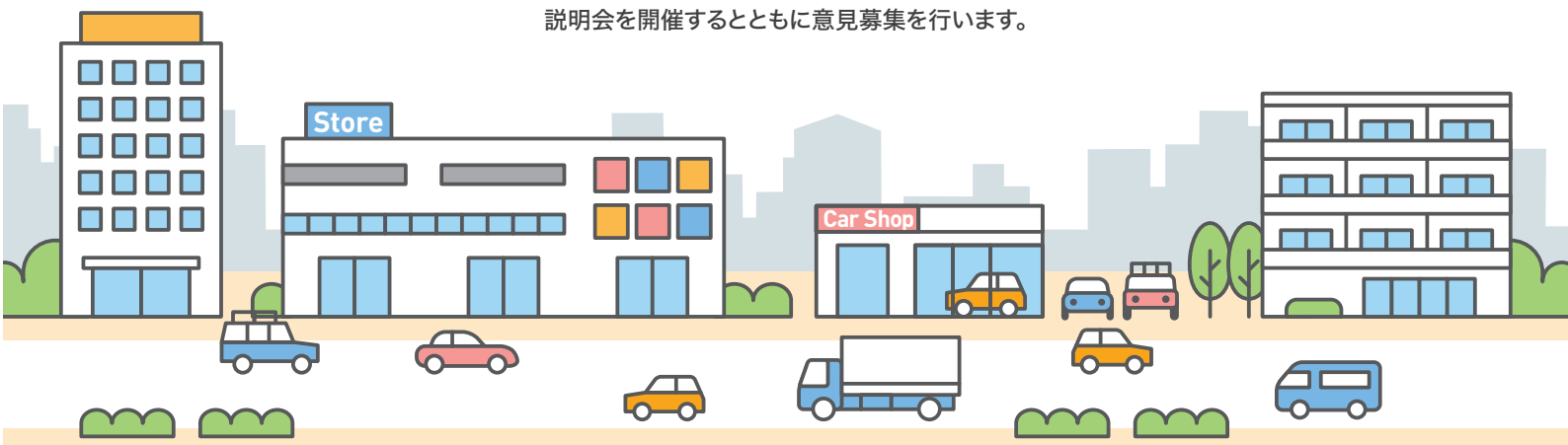
整備済み幹線道路沿道の
用途地域の見直し

都市計画市素案(案)の公表及び説明会の開催について

利便性の高い幹線道路沿いにふさわしい土地利用を誘導するため、
整備済み幹線道路の沿道に指定されている用途地域を見直します。

(沿道の第一種住居地域を、第二種住居地域又は準住居地域に見直し)

今回、横浜が見直しの候補区域をまとめた「都市計画市素案(案)」を作成しましたので、
説明会を開催するとともに意見募集を行います。



Q 用途地域とは？

「用途地域」とは土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域の中で、地域ごとに建築できる建物用途や規模などを定めたものです。

Q なぜ見直しを行うのか？

交通量が多く利便性の高い幹線道路沿いは、大型の店舗や事務所などの立地が期待される区域です。こうした特性を踏まえ、将来的に地域全体の活性化につなげるため、幹線道路沿道にふさわしい施設の建築を可能にする用途地域に見直します。

Q 見直しによって何が変わるのか？

より大きな規模の店舗等の建築が可能になり、建築できる建物用途の種類も増えます。

■用途地域ごとの主な違い

	第一種住居地域 現在	第二種住居地域	準住居地域
建蔽率・容積率	60%・200%		
高さの規定	第4種高度地区 (建築物の高さの最高限度20m、北側斜線制限あり)		
店舗等床面積の上限	3,000㎡	10,000㎡	10,000㎡
自動車修理工場 作業場床面積の上限	50㎡	50㎡	150㎡
カラオケボックス	建築不可	建築可	建築可
倉庫業倉庫	建築不可	建築不可	建築可

※マージャン屋、パチンコ屋等の風俗営業は、神奈川県等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づき、住居系用途地域での営業が規制されています。

自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます！

iマッピー
(横浜市行政地図 情報提供システム)

iマッピー

問合せ先

横浜市建築局都市計画課

☎045-671-2658
FAX 045-550-4913

横浜市 沿道の用途地域の見直し

説明会について

ご都合の良い会場にお越しください。開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。駐車場のご用意はありませんので公共交通機関をご利用ください。

動画配信について

配信期間：
令和8年2月16日(月)～3月18日(水)

横浜市ホームページで都市計画市素案(案)の説明動画を配信します。動画の内容は説明会と同じです。

詳細はこちら▶

横浜市 沿道の用途地域の見直し

旭公会堂 講堂

令和8年2月16日(月) 午後2時 開始

旭区鶴ヶ峰1-4-12(旭区総合庁舎4階)
〈最寄駅〉相鉄本線「鶴ヶ峰」駅

神奈川公会堂 講堂

令和8年2月20日(金) 午後7時 開始

神奈川区富家町1-3
〈最寄駅〉JR京浜東北線ほか「東神奈川」駅・東急東横線「東白楽」駅

戸塚公会堂 講堂

令和8年2月17日(火) 午後7時 開始

戸塚区戸塚町127
〈最寄駅〉JR東海道線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

緑公会堂 講堂

令和8年2月23日(月・祝) 午後7時 開始

緑区寺山町118(緑区役所内)
〈最寄駅〉JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

スケジュール

今回 令和8年2月～3月

- 都市計画市素案(案)の公表
- 説明会・動画配信の実施
- 都市計画市素案(案)の閲覧及び市民意見募集

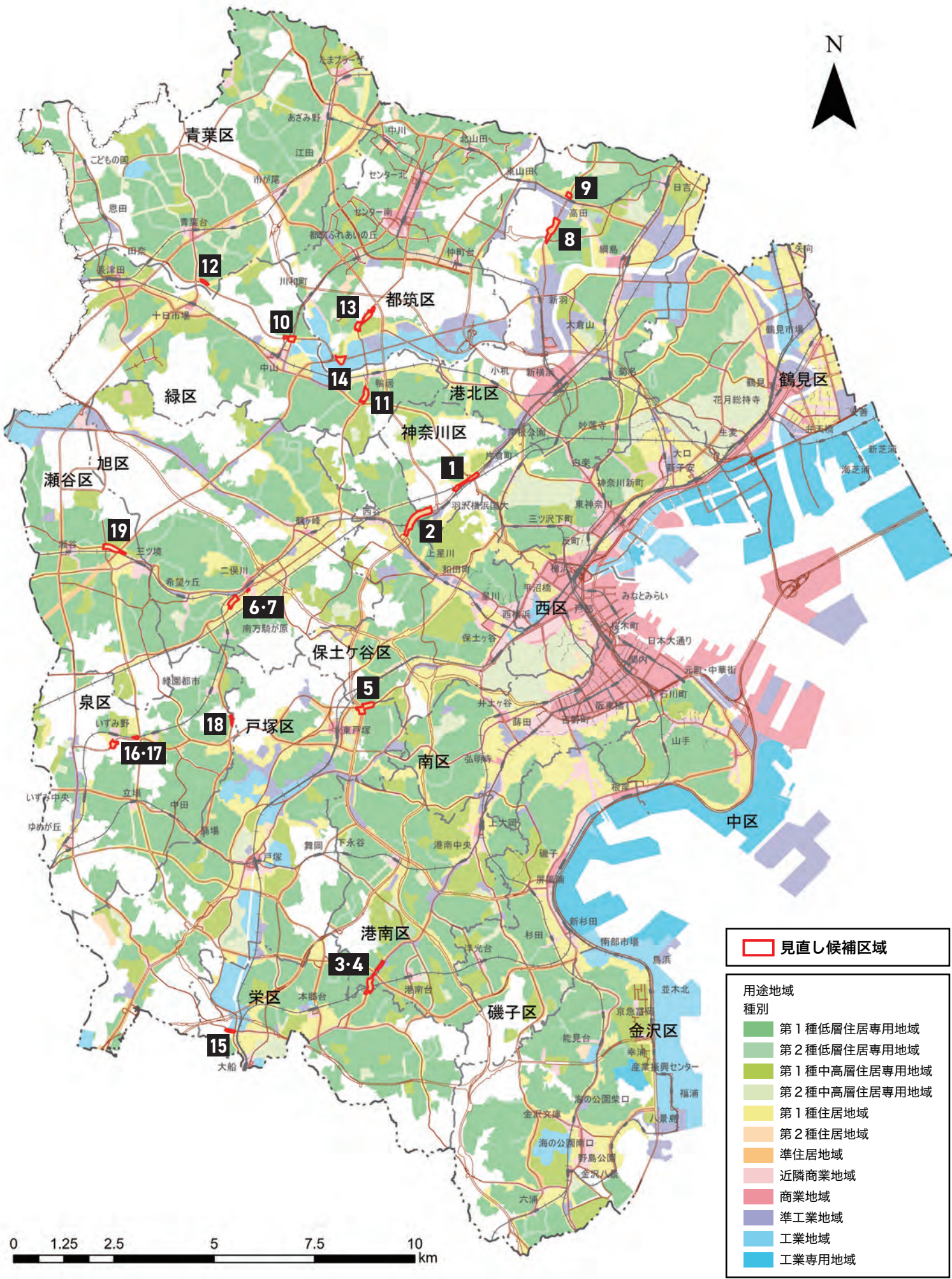
令和8年度以降

- 都市計画市素案の策定
- 都市計画手続(市素案説明会・縦覧・公聴会・都市計画審議会等)
- 都市計画変更告示

都市計画市素案(案)の閲覧及び市民意見募集

期間中、都市計画市素案(案)の詳細な内容を閲覧できます。また、ご意見がある方は意見書を提出することができます。

期 間	令和8年2月16日(月)から3月18日(水)午後5時15分まで(土・日・祝日は除く)
閲覧場所	建築局都市計画課、横浜市ホームページ
意見書の提出方法	提出方法 郵送、持参、電子申請 提出先 建築局都市計画課 (〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階) ※意見書の様式は特に定めていませんが、「氏名」「住所(町名まで)」「ご意見」をご記入の上、提出してください。



令和8年2月16日(月)から詳細な図面を閲覧できます。

詳細はこちら▶



横浜市 沿道の用途地域の見直し

